

## ◆令和2年度：岡山市不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内◆

岡山市では、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられた法律上のご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、要した費用の一部を助成します。

### ◆ 対象となる治療 ◆

体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)

特定不妊治療を実施するために行われた男性不妊治療(精巣又は精巣上体から直接精子を採取する手術)

### ◆ 助成の対象となる方 ◆ ～次の要件すべてに該当する方が対象になります～

1. 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、指定医療機関において体外受精または顕微授精のいずれかの治療を受けられた方
2. 次の要件のいずれかに該当する方
  - (1) 夫婦ともに岡山市に住民登録をしている場合
  - (2) 夫婦いずれか一方のみが岡山市に住民登録をしている場合 ⇒ 保健所健康づくり課母子歯科保健係へご相談ください。
3. 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された方
4. 夫婦の前年の所得(1月～5月の申請については前々年の所得)の合計額が 730万円未満の方で、かつ、市税(市民税、固定資産税等)をすべて完納している方

### ◆ 助成金額 ◆

- 1回の治療につき、助成対象の範囲(別表)の「C」及び「F」にあてはまる場合は7万5千円まで、「A」「B」「D」「E」にあてはまる場合は15万円まで(初回申請については30万円まで)助成します。
- 男性不妊治療を行った場合は 15万円まで(初回申請については30万円まで)助成します。(別表Cを除く)

\* 1回の治療に要した費用が上限に満たないときは、その治療に要した額となります。

\* 男性不妊治療のみの助成はできません。ただし、主治医の方針により採卵前に実施した男性不妊治療であって、精子又は状態のよい精子が得られず中止した場合に限り、男性不妊治療のみ助成が受けられます。

### ◆ 助成回数 ◆

- 初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が40歳未満の方 通算6回まで
- 初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が40歳以上の方 通算3回まで  
(回数については、他の都道府県・政令指定都市・中核市から受けた助成を含む)

#### \* \* 助成対象外の方 \* \*

- 平成27年度までにすでに6回以上または通算5年度の助成を受けている方
- 初めて助成を受ける際の治療開始日における妻の年齢が40歳以上であった方で、平成27年度までにすでに3回以上の助成を受けている方
- 今回の申請に係る治療の開始日における妻の年齢が43歳以上の方

### ◆ 申請の方法と期限 ◆

- 必要書類(裏面参照)をそろえて申請窓口まで提出してください。郵送でも受け付けています。
- 助成の申請は、治療が終了した日の属する年度内とします。遅れないよう注意してください。
  - ※ 例)治療終了日が令和3年3月31日の場合…令和2年度分の申請(令和3年3月31日までに申請してください。)
  - 〃 令和3年4月1日の場合…令和3年度分の申請(令和4年3月31日までに申請してください。)

## ◆ 申請に必要な書類 ◆

① 岡山市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書 (様式第1号) …申請者が記入します	○①の申請書には必ず申請者の印鑑を押してください。 ○①②の書類は、岡山市保健所、岡山県内の医療機関に設置しています。 岡山市ホームページからもダウンロードできます。
② 岡山市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書 (様式第2号) …指定医療機関の医師が記入します	
③ 住所及び法律上の夫婦であることを証明する書類 (続柄が記載された住民票。夫婦以外が世帯主の場合は、 続柄及び本籍が記載された住民票) ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※発行日から3カ月以内のもの	○夫婦別世帯や外国籍を有する場合など、住民票で婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本や婚姻を証明する書類も必要です。詳しくはお問い合わせください。 ○各区役所市民保険年金課・各地域センター等で発行しています。
④ 夫及び妻それぞれの令和2年度所得証明書  ※発行日から3カ月以内のもの	○所得と各種所得控除が記載されたものをおとりください。 ※申請日が4月・5月の場合には、平成31年度所得証明書を添付してください。 ※所得がない場合も証明書が必要になります。 ○各区役所税務課・各地域センター等で発行しています。 ※年度内2回目以降は添付を省略できる場合がありますのでご相談ください。

### 新規に申請をされる方のみ

- 初年度初回の申請時のみ、下記の書類が必要になりますのでご注意ください。

⑤ 治療開始日にご夫婦であることを証明する書類 (戸籍謄本または戸籍抄本) ※発行日から3カ月以内のもの	○戸籍謄本(戸籍抄本)を添付してください。 本籍地の各市区町村窓口で発行しています。 ○夫婦ともに外国籍の場合は婚姻を証明する結婚証明書等を添付してください。(婚姻日と配偶者名を確認できるもの)
--	---

## ◆ 申請・助成の流れ ◆

1. 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)が終了したら、費用を医療機関に支払います。
2. 指定医療機関の医師に「岡山市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第2号)」に証明してもらいます。
3. 申請に必要な書類をそろえて、保健所健康づくり課に提出します。(郵送可)
4. 保健所健康づくり課において、提出書類の審査・助成の可否・助成の額を決定します。
5. 保健所健康づくり課から、助成の承認決定通知書(不承認決定通知書)を申請者に送付します。
6. 承認決定者には、申請者が指定する口座に助成金を振り込みます。 ※ 振り込みには1~2ヶ月かかります。

## ◆ 問い合わせ・申請窓口 ◆

◇◇ 岡山市保健所健康づくり課母子歯科保健係 ◇◇  
 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 TEL (086)803-1264

◆◆不妊や不育に関する相談窓口がありますのでご利用ください(相談無料)◆◆

岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」

岡山市北区鹿田町2丁目5番1号 岡山大学病院内 詳しくは TEL (086)235-6542 へお問い合わせください。

◆ 指定医療機関 ◆ ～ 岡山県内の指定医療機関は以下のとおりです ～

指定医療機関名	〒	住所	電話番号
岡南産婦人科医院	702-8043	岡山市南区平福2-6-43	(086)264-3366
三宅医院	701-0204	岡山市南区大福369-8	(086)282-5100
岡山二人クリニック	701-1152	岡山市北区津高285-1	(086)256-7717
ペリネイト母と子の病院	703-8263	岡山市中区倉益203-1	(086)276-8811
名越産婦人科	701-0153	岡山市北区庭瀬231-2	(086)293-0553
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町2-5-1	(086)223-7151
倉敷成人病クリニック	710-8522	倉敷市白楽町250-1	(086)422-2111
倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和1-1-1	(086)422-0210
赤堀病院	708-0051	津山市椿高下33	(0868)24-1212

※ 岡山県外の指定医療機関については、岡山市保健所健康づくり課母子歯科保健係にお尋ねください。

◆ 所得の計算方法 ◆ ～ 計算表を参考に対象所得額を算出してください ～

		夫	妻
ア	<b>所得の合計額</b> (総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額)		
イ	児童手当法施行令による一律控除額	80,000	80,000
ウ	A 雑損控除額		
	B 医療費控除額		
	C 小規模企業共済等掛金控除額		
	D 障害者控除額(普通) (該当者数×270,000円)		
	E 障害者控除額(特別) (該当者数×400,000円)		
	F 寡婦(夫)控除額(普通) (該当する場合270,000円)		
	G 寡婦(夫)控除額(特別) (該当する場合350,000円)		
	H 勤労学生控除額 (該当する場合270,000円)		
エ	夫婦それぞれの所得額 エ＝ア－イ－ウ (マイナスになった場合は0円)	①	②
①(夫の所得額) + ②(妻の所得額)		③	

申請の際には、所得証明書が必要となりますが、事前に「ア」所得の合計額を確認したい場合、以下を参考にしてください。

- ・源泉徴収票:「給与所得控除後の金額」(ただし、給与所得のみに限ります。)
- ・確定申告書A:「第一表の所得金額の合計金額」
- ・確定申告書B:「第一表の所得金額の合計金額+第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」

※③が730万円未満であれば助成対象です。

◆ (別表)助成対象の範囲 ◆

別表1 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精・顕微授精・培養)	胚移植			妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		凍結胚移植			
						胚移植	黄体期補充療法	胚凍結			薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日
A 新鮮胚移植を実施											
B 凍結胚移植を実施*											
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止											
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止											

\* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。  
\* 採卵準備前に男性不妊治療を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。